

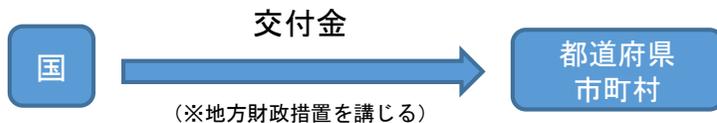
デジタル田園都市国家構想交付金（内閣府地方創生推進室・地方創生推進事務局）

令和4年度2次補正予算額 800億円

事業概要・目的

- 「新しい資本主義」の加速のため、デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決・魅力向上の取組を加速化・深化する観点から、地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金及びデジタル田園都市国家構想推進交付金を「デジタル田園都市国家構想交付金」として位置付け、デジタル田園都市国家構想の実現に向け、強力に推進する。
- また、マイナンバーカードの普及状況を交付審査に反映するとともに、利用シーン拡大の取組を積極的に支援する。

資金の流れ



(注1) デジタル実装タイプの交付割合は以下の通り。

- ・ TYPE1 及び TYPE2 : 1/2
- ・ TYPE3 : 2/3
- ・ マイナンバーカード利用横展開事例創出型 : 10/10
- ・ 地方創生テレワーク型 : 3/4 又は 1/2

(注2) 地方創生拠点整備タイプの交付割合は1/2。

事業イメージ・具体例

○ 主な対象事業

【デジタル実装タイプ】

デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、以下の取組を行う地方公共団体に対し、その事業の立ち上げに必要な経費を支援。

- ・ 他の地域で既に確立されている優良モデル等を活用した実装の取組（優良モデル導入支援型（TYPE1））
- ・ デジタル原則とアーキテクチャを遵守し、オープンなデータ連携基盤を活用する、モデルケースとなり得る取組（データ連携基盤活用型（TYPE2））
- ・ 新規性の高いマイナンバーカードの用途開拓に資する取組（マイナンバーカード高度利用型（TYPE3））
- ・ 現にマイナンバーカード交付率が高い団体における、全国への横展開モデルとなるカード利用の先事例構築に寄与する取組（マイナンバーカード利用横展開事例創出型）
- ・ 「転職なき移住」を実現するとともに、地方への新たなひとの流れを創出する取組（地方創生テレワーク型）

【地方創生拠点整備タイプ】

デジタルの活用などによる観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する拠点施設の整備などを支援。

（民間事業者の施設等整備に対しての間接補助）【拡充】

民間事業者等が一定の要件を満たす公共性・公益性を有する拠点施設等を整備する取組に対し、地方公共団体が整備費の全部又は一部を補助した場合に、国が当該補助経費の一部を交付することを可能とする。

期待される効果

- 地方からデジタルの実装を進めるとともに、地方における安定した雇用創出など地方創生の推進に寄与する取組（デジタル技術の活用等を含む）を進め、「デジタル田園都市国家構想」を推進する。

デジタル田園都市国家構想交付金（内閣府地方創生推進室・地方創生推進事務局）

令和5年度概算決定額 **1,000.0億円**【うち**重要政策推進枠**100.0億円】
（令和4年度予算額 1,000.0億円）

事業概要・目的

- デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決・魅力向上の取組を加速化・深化する観点から、令和4年度第2次補正予算において「デジタル田園都市国家構想交付金」を創設した。
- 5か年の新たな総合戦略「デジタル田園都市国家構想総合戦略」も踏まえつつ、各地方公共団体が目指す地域ビジョンの実現を総合的・効果的に支援する観点から、関係省庁と連携しつつ、政策分野横断的に支援を行うデジタル田園都市国家構想交付金の活用を促進していく。



（注1）令和4年度第2次補正予算において、デジタル実装タイプ400億円、地方創生拠点整備タイプ400億円を措置。
（注2）本交付金の一部は、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行。

事業イメージ・具体例

- 主な対象事業
デジタルの活用などによる観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組や拠点施設の整備などを支援。

【地方創生推進タイプ】

- ・ 自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携、デジタル社会の形成への寄与等の要素を有する取組等（先駆型・Society5.0型：最長5年間、横展開型：最長3年間）

	1事業当たり交付上限額（国費）	申請上限件数
都道府県	先駆型3.0億円 横展開型1.0億円	6事業 ※広域連携事業は3事業まで追加可
中枢中核都市	先駆型2.5億円 横展開型0.85億円	5事業 ※広域連携事業は2事業まで追加可
市区町村	先駆型2.0億円 横展開型0.7億円	4事業 ※広域連携事業は1事業まで追加可

※Society5.0型は都道府県・中枢中核都市・市区町村ともに交付上限額（国費）3.0億円、申請上限件数の枠外。

- ・ 東京圏からのUIJターンの促進及び地方の担い手不足対策
 - 移住支援金の子育て世帯加算について、最大30万円から最大100万円に拡充。
 - 「デジタル人材の移住や就業」や、「デジタル技術を活用した起業」等を支援・促進。
- ・ 省庁の所管を超える2種類以上の施設（道・污水处理施設・港）の一体的な整備
 - 施設の整備に併せて、クラウド型WEB監視システムの導入や施設情報・維持管理情報のデジタル化など、デジタル技術の活用・連携を促進。

【地方創生拠点整備タイプ】（原則として3年間（最長5年間））

	都道府県	中枢中核都市	市区町村
1事業当たりの交付上限額の目安（国費）	15億円程度	10億円程度	5億円程度

※申請上限件数は「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の期間（2023～2027年度）を通じて1事業。

（民間事業者の施設等整備に対しての間接補助）【拡充】

民間事業者等が一定の要件を満たす公共性・公益性を有する拠点施設等を整備する取組に対し、地方公共団体が整備費の全部又は一部を補助した場合に、国が当該補助経費の一部を交付することを可能とする。

資金の流れ



期待される効果

- 地方からデジタルの実装を進めるとともに、地方における安定した雇用創出など地方創生の推進に寄与する取組を進め、「デジタル田園都市国家構想」を推進する。